

■議案第2号 四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について

【要旨】

昭和地区で整備を行っている集会施設を、四万十町集会所等条例に追加いたします。

【改正の内容】

- ・昭和基幹集落センターの項目を追加します。
- ・上記項目の追加に伴い、条文の番号を一部改めます。

別表第1（第2条、第7条関係）

名称	位置	利用時間	所管課
四万十町昭和基幹集落センター	四万十町昭和569番地1	午前8時30分から 午後10時まで	十和地域振興局 地域振興課

別表第2（第12条関係）

14 四万十町昭和基幹集落センター

利用料金	基本使用料	追加料金	全館使用
利用場所	4 時間まで	4 時間を超える 1 時間ごとに	1 日
ホール	1,500円	200円	10,000円
和室	500円		
調理室	500円		
特別加算使用料	規定使用料の50％に相当する額	町外の者が使用する場合	
		町内の者が営利等を目的とした興業、展示、販売行為等を使用する場合	
	規定使用料の100％に相当する額	町外の者が営利等を目的とした興業、展示、販売行為等を使用する場合	

15 その他の集会所